

公益財団法人奈良県市町村振興協会資金貸付規程

平成 25 年 7 月 19 日規程第 6 号
改正 平成 31 年 3 月 29 日規程第 1 号
改正 平成 31 年 4 月 24 日規程第 5 号
改正 令和 5 年 1 月 6 日規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人奈良県市町村振興協会定款（以下「定款」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人奈良県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対して資金を貸付ける場合の貸付条件、手続その他必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第 2 条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

- 2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債（地方財政法第 5 条の 3 第 10 項に規定する都道府県知事の同意を得ない地方債を除く。以下同じ。）の同意又は許可を受けている市町村等に対する一会計年度を超える貸付をいう。
- 3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第 3 条 定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付の要件)

第 4 条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
 - (2) 事業の計画が適切であること。
 - (3) 財務の経理が明確であること。
- 2 長期貸付にあたっては、前項に定めるもののほか、地方債の同意又は許可を受けているか、又は当該年度において地方債の同意又は許可を受けることが確実と認められるものであること。

(貸付方法)

第 5 条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第 6 条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 政府資金の貸付金利を基準とし、政府資金の貸付利息以下の率で、理事長が定める。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあつては5年（うち据置期間1年）、12年（うち据置期間2年）又は15年（うち据置期間3年）、短期貸付にあつては、同一会計年度内とする。
- (3) 元金の償還方法は、長期貸付にあつては半年賦元金均等償還の方法、短期貸付にあつては、一括弁済の方法によるものとする。
- (4) 利息については、長期貸付にあつては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては借入日の翌日から元金償還の日までの利息をこの法人に払い込むものとする。
- (5) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

（借入の申込）

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）
- (3) 長期貸付にあつては起債同意書の写又は許可書の写、短期貸付にあつては一時借入金現在額調（様式第5号）

2 前項に定めるもののほか、この法人は、当該市町村等に対し、必要な書類の提出を求めることがある。

（貸付の決定）

第8条 この法人は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村等に対しては、貸付決定通知書（様式第6号又は様式第7号）を送付し、借用証書（様式第8号又は様式第9号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村等に対しては、その旨を通知するものとする。

（貸付の実行）

第9条 市町村等は、貸付決定通知書の送付を受けたときは、直ちに、当該貸付決定通知書の額等を記載した借用証書（様式第8号又は様式第9号）をこの法人に提出するものとし、この法人は、これと引換えに資金を送付するものとする。

2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあつては償還年次表（様式第10号）を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

3 この法人は、資金の貸付に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書（様式第11号）を当該市町村等に送付するものとする。

4 市町村等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日までに、同通知書によって指定された銀行に元利金を払込まなければならない。

(繰上償還)

- 第 10 条** この法人は、資金の貸付を受けた市町村等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、この法人は、繰上償還をさせようとする日の 10 日前までに当該市町村等に対し、繰上償還通知書（様式第 12 号）を送付するものとする。
- 2 市町村等は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村等は、あらかじめ繰上償還申請書（様式第 13 号）をこの法人に提出しなければならない。
 - 3 この法人は、市町村等から前項の申請書の提出を受けたときは、繰上償還をさせようとする日の 10 日前までに、繰上償還通知書（様式第 12 号）を送付し、繰上償還させないことを決定した市町村等に対しては、その旨通知するものとする。
 - 4 前項に規定する繰上償還の場合における元利金の償還期日はこの法人が指定する。

(繰上償還に伴う償還元利金の払込み)

- 第 11 条** 市町村等は、前条第 1 項及び第 3 項の規定による繰上償還通知書に基づき、その償還期日までに指定された金融機関に元利金を振り込まなければならない。
- 2 この法人は、長期貸付金の一部の繰上償還を受けたときは、修正した償還年次表を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

(債務の引受け)

- 第 12 条** 地方自治法第 7 条又は第 288 条の規定に基づき、当該市町村等が現に保有していた貸付金に係る債務を承継した市町村等は、遅滞なく債務承継報告書（様式第 14 号）をこの法人に提出するものとする。
- 2 前項に規定する場合を除くほか、貸付を受けた市町村等がほかの市町村等に当該貸付金にかかる債務の全部または一部を承継させようとするときは、当該債務を負担することとなる市町村等との連署により、あらかじめ債務承継承認申請書（様式第 15 号）をこの法人に提出し、承認を受けるものとする。
 - 3 この法人は、前項の規定により提出を受けた債務承継承認申請書を審査し、支障ないと認めたときは、当該市町村等に対し、債務承継承認通知書（様式第 16 号）を送付するものとする。

(委任)

- 第 13 条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人奈良県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(貸付利率の特例)

第2条 政府資金の貸付金利を基準として理事長が定める。ただし、当分の間、貸付利率は年0.1%以上とする。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

公益財団法人奈良県市町村振興協会資金貸付対象事業

短期貸付	<ul style="list-style-type: none">(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業(3) その他、理事長が必要と認めた災害に関する事業
長期貸付	<ul style="list-style-type: none">(1) 消防用自動車、救急用自動車、児童遊園、老人憩いの家等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業(2) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業(3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業(4) ごみ運搬車、水質汚濁防止等生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業(5) 歴史上又は学術上価値の高い建造物、城趾等文化財の保存に資するための事業(6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業(7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業(8) 上記のほか、理事長が緊急に整備を要すると認める施設等の整備事業

長期貸付借入申込書

1 借入金額 金 円也

2 資金の用途 市町村起債事業

3 借入条件

借入期間	借入金額	利率
5年(うち据置期間1年)	円	年パーセント
12年(うち据置期間2年)	円	年パーセント
15年(うち据置期間3年)	円	年パーセント

4 借入希望期日 年 月 日

5 元利金の支払方法及び期日 半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。

6 資金の交付を受ける銀行の店舗 銀行 店(口座名)

上記により、貴協会から資金の借入れをしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。
年 月 日

職氏名

印

公益財団法人 奈良県市町村振興協会

理事長 殿

捨印

- (注)
- ※印は、記入しないでください。
 - 借入金額は、算用数字(1.2.3...)で記入してください。
 - 借入条件は、借入期間が1種類の場合、該当する欄のみ記入してください。
 - 借入希望期日は、振興協会から市町村へ資金の貸付を行う予定期日を記入してください。
 - (口座名)欄は、銀行に登録してある口座名、口座番号を正確に記入してください。
 - 申込み年月日は、申込み書類を提出する年月日を記入してください。
 - 枠外の捨印は、必ず押印してください。

短期貸付借入申込書

- 1 借入金額 金 円也
- 2 資金の用途
- 3 利率 年 パーセント
- 4 借入希望期日 年 月 日
- 5 償還予定期日 年 月 日
- 6 利息支払方法及び期日 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に応じ支払い
ます。
- 7 資金の交付を受ける銀行等の店舗 (口座)

捨印

上記により、貴協会から資金の借入れをいたしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

職氏名

印

公益財団法人 奈良県市町村振興協会
理事長 殿

- (注)
- 1. ※ 印は、記入しないでください。
 - 2. 借入金額は、算用数字(1.2.3.…)で記入してください。
 - 3. 「7資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。
 - 4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
 - 5. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

長期貸付事業概要調書

※ 年 月 日受付

団体名	連絡先		(担当部課名) 部 課 (担当者氏名)		(電話番号)						
借入申込額	千円	借入希望期日	年 月 日	事業名							
起予 債定 許状 可況	事業区分	年度	事業債	同意等年月日	年 月 日 (指令 第 号)						
	許可(予定)額	千円		予算中地方債 に関する定め	限度額	千円					
	同上資金区分	協会資金	その他の資金		償還方法						
千円		千円									
協会資金の借入状況		年 月 日	千円(短期、長期)	年 月 日	千円(短期、長期)						
今回借入申込額のうち短期からの振替希望額		年 月 日	短期借入	千円より	千円を長期借入へ振替える。						
全体計画の概要		事業年度	年度から	年度まで	ヶ年事業	予算措置					
		総事業費	千円		前年度までの施行済額	本年度施行(予定)額	翌年度以降施行予定額				
				千円	千円	千円					
本等 年の 度施 の工 工状 事況	工事等の内容	数量	単価	事業費	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日					
	計		円	千円							
同上 財源 内訳	地方債	協会資金		その他 参考事項							
		その他									
	国・県補助金										
	その他										
※	年度	貸付事業	※ 貸付決定額	千円	※ 伺	理事長	常務理事	事務局長	出納役	担当者	※ 附記
※	年 月 日	決定	※ 貸付日	年 月 日							
※	貸付の可否	可 否	※ 送金日	年 月 日							

(注) ※印は記入しないで下さい。

短期貸付事業概要調書

※ 年 月 日受付

団体名			連絡先	(担当部課名) 部 課 (担当者氏名)		(電話番号)				
借入申込額	千円		借入希望期日	年 月 日	償還予定期日	年 月 日				
事業名 (資金の用途)			資金を必要とする理由							
事業費 (資金需要)	千円	自己資金						千円		
		借入金						千円		
予算に定めた一時借入金の最高額 A		千円								
一時借入金現在高 B		千円								
A - B		千円								
長期貸付への振替希望	振替希望の有無	振替希望額	起債許可申請の有無	その他参考事項						
		千円								
協会資金の借入状況	年 月 日		千円 (短期・長期)							
	年 月 日		千円 (短期・長期)							
※ 年度 貸付事業	※貸付決定額	千円		※ 伺	理事長	常務理事	事務局長	出納役	担当者	※ 附記
※ 年 月 日 決定	※貸付日	年 月 日								
※ 貸付の可否	可 否	※送金日	年 月 日							

(注) ※印は記入しないで下さい。

長期貸付決定通知書

貸付決定額		円	貸付年度	年度
事業名				
貸付条件	利率	年 パーセント		
	償還期限	年	月	日
	据置期限	年	月	日
貸付年月日	年 月 日			
資金の振替	短期貸付額	円		
	短期貸付からの振替額	円		
	今回送金額	円		
振込銀行	銀行			店
被振込金融機関				
被振込口座				
元利金の支払場所	銀行			店

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人奈良県市町村振興協会

理事長



殿

様式第7号

短期貸付決定通知書

貸付決定額	円	貸付年度	年度
事業名 (資金の用途)			
貸付利率	年	パーセント	
償還期日	年	月	日
貸付年月日	年	月	日
振込銀行	銀行	店	
被振込金融機関			
被振込口座			
元利金の支払場所	銀行	店	

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人奈良県市町村振興協会

理事長



殿

長期貸付借用証書

金額

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

- 1 資金の用途
- 2 借用条件

期 間	金 額	利 率	償 還 期 限	据 置 期 限
5年(うち据置期間1年)	円	年 パーセント	年 月 日	年 月 日
12年(うち据置期間2年)	円	年 パーセント	年 月 日	年 月 日
15年(うち据置期間3年)	円	年 パーセント	年 月 日	年 月 日

- 3 元利金の支払方法及び期日 半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。

- 4 元利金の支払場所 銀行 店

年 月 日

職氏名

印

公益財団法人 奈良県市町村振興協会

理事長 殿

捨印

- (注)
1. ※印は、記入しないでください。
 2. 借入金額は、算用数字(1.2.3...)で記入してください。
 3. 借入条件は、借入期間が1種類の場合、該当する欄のみ記入してください。
 4. 借入年月日は、送金年月日を記入してください。
 5. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2. 繰上償還

(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4. 債務引受け

借入団体は、債務引受により借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5. 報 告

借入団体は、借入金の償還がおわるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

(1) 借入団体の名称を変更した場合。

(2) 廃置分合、境界変更又は解散により借入金の債務の継承を生じた場合。

(3) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の、若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示をうけた場合。

6. 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7. そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

短期貸付借用証書

金額

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

- 1 資金の用途
 - 2 利 率 パーセント
 - 3 償 還 期 限 年 月 日
 - 4 利息の支払期日 元金償還の日
 - 5 元利金の支払場所 銀行 店
- 年 月 日
- 職 氏 名

印

捨印

公益財団法人 奈良県市町村振興協会

理 事 長 殿

- (注) 1. ※印は、記入しないでください。
2. 金額は、算用数字 (1.2.3...) で記入してください。
3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。
4. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2. 繰上償還

- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4. 報 告

借入団体は、借入金の償還が終るまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合。
- (2) 廃置分合又は境界変更を行ない借入金の債務の継承を生じた場合。
- (3) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の、若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示をうけた場合。

5. 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実地について調査することができるものとする。

6. そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

様式第 10 号

償 還 年 次 表

団体名 _____ 元 金 _____ 円
貸付年月日 _____ 年 月 日
貸付利率 _____ 年 _____ %

年 度	元利支払期日	未償還元利	償 還 予 定 額		
			元 金	利 子	計
年度	年 月 日	円	円	円	円
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
合 計					

(公益財団法人奈良県市町村振興協会基金貸付分)

様式第 11 号

元利金払込通知書

金 額	円	元 金	円
		利 子	円
事 業 名 (資金の用途)			
区 分	短 期 貸 付	年 月 日 貸 付 分	
	長 期 貸 付	年 度 期 分	
払 込 期 日		年 月 日	
払 込	指 定 銀 行	銀 行 店	
	預 金 種 目 及 び 口 座 番 号	預 金 No.	
〔 受 取 〕 先	受 取 人	公益財団法人 奈良県市町村振興協会	
	住 所 及 び 電 話 番 号		
	振 込 指 定		

上記のとおり払込んでください。

年 月 日

公益財団法人奈良県市町村振興協会
理 事 長

印

殿

様式第 12 号

繰上償還通知書

繰上償還決定額	円
事業名	
貸付年月日	年 月 日
貸付額	円
未償還元金	円
繰上償還元金	円
貸付残額	円
払込期日	年 月 日
払込方法	別添「元利金払込通知書」のとおり

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人奈良県市町村振興協会
理事長

印

殿

様式第 13 号

繰上償還申請書

繰上償還希望額	円
事業名	
借入年月日	年 月 日
当初借入額	円
未償還額	円
今回繰上償還額	円
差引借入残額	円
繰上償還希望期日	年 月 日
繰上償還の理由	

上記により繰上償還いたしたいので申請します。

年 月 日

職 氏 名

印

公益財団法人 奈良県市町村振興協会
理 事 長 殿

様式第 14 号

債務承継報告書

	当初借入団体	承継団体
団体名		
資金の年度区分	年度	年度
資金の用途		
借入年月日	年 月 日	年 月 日
当初借入額	円	円
現在額	円	円
債務承継額	円	円
債務承継年月日	年 月 日	年 月 日
債務承継の理由		

上記のとおり債務承継したので報告します。

年 月 日

市 町 村 名

市町村長氏名

印

公益財団法人奈良県市町村振興協会

理事長

様

様式第 15 号

債務承継承認申請書

		※	年度第	号
借入年月日	年 月 日			
当初借入額	円			
借入現在額	円			
債務承継額	円			
債務承継理由				

上記の借入金債務について、債務の引受けにより、 年 月 日付
けで承継することとしたいので申請します。

年 月 日

当初借入市町村名
市町村長

印

債務承継市町村名
市町村長

印

公益財団法人奈良県市町村振興協会

理事長

様

様式第 16 号

債務承継承認通知書

		※	年度第	号
債務承継時の 借入現在額			円	
債務継承額			円	
旧債務者の 債務残存額			円	
債務継承 年 月 日		年	月	日

上記のとおり承認したので通知します。

年 月 日

公益財団法人奈良県市町村振興協会
理事長

印

様